

2019年度 移動等円滑化取組計画書

2019年12月26日
関鉄グリーンバス株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両に関する事項

当社では乗合バス車両において、バリアフリー整備を進めるためノンステップバスの導入を推進しており、現在は全体の約6割の代替が完了している。今後も計画的にノンステップバスの導入を検討していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・行先表示器を一部カラーの白色LEDとする検証を行い、結果に応じた整備を行う。
- ・県内福祉団体等による研修等に積極的に参加・協力する。
- ・社内の懇談会などを通じ、高齢者や障害者等へのバス利用に際する運転士の案内や理解を深めるとともに、介助方法の手順などを学ぶ勉強会を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	1台以上導入(2019～2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の周知	車椅子やベビーカーでのバス利用に関する案内についてウェブサイト等を通じて行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先表示器の改善	行先表示器を一部カラーの白色LEDとする検証を行い、結果に応じた整備を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の知識向上	・乗務員に対し、知識向上や指導教育の場として県内福祉団体協力のもとバリアフリー研修、社内の職場懇談会などにて、高齢者や障害者の方々への理解を深める講習を行う。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

お客様からのご意見に対して社内で情報共有を行い、取り組みの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容 ※初年度のため記入いたしていません。

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。